

自主防災組織活動マニュアル

八 街 市

令和6年3月

目 次

I	自主防災組織とは	1
1	自主防災組織の必要性	1
2	自主防災組織の役割	1
3	自主防災組織とはどんな組織か	2
4	リーダーを選ぶ	2
5	リーダーの役割	3～6
II	平常時の防災活動	7
1	地域住民への防災知識の普及・啓発	7～10
2	防災訓練	10～20
3	協働による自主防災組織の活性化（他の組織や団体等の連携）	21～22
III	突然地震が発生した場合	23
1	時間経過と自主防災活動	23
2	災害応急活動に関する情報収集及び伝達	24
3	被災者の救出活動	24～25
4	消火活動	26
5	医療救護活動	27
6	避難行動	28
7	避難生活	29～30
IV	要配慮者を支える	31
1	要配慮者とは	31
2	要配慮者支援のための取り組み	31
V	災害時の3つの対応主体	32
1	第1の主体＝自助と共助	32
2	第2の主体＝公助	32
3	第3の主体＝災害ボランティア	32
4	3つの主体による連携のあり方	32
VI	資料	
1	規約（例）	33
2	防災計画（例）	36
3	班編制（例）	41

4	防災資機材（例）	42
5	防災訓練実施計画（例）	43
6	八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金交付要綱	47

I 自主防災組織とは

1 自主防災組織の必要性

大規模災害から、自分や家族の生命を守るためには、日頃から様々な災害発生に備え、対策を講じておく必要があります。

しかし、実際に大地震等が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があります。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、隣近所の多くの人が協力し合って救出活動を行い、多くの生命を救った事例や、初期消火を行うことで延焼拡大を防止した事例などが数多く報告されています。

また、東日本大震災でも、隣近所の人たちの呼びかけや避難誘導によって、津波被害から多くの人たちの生命が救われています。

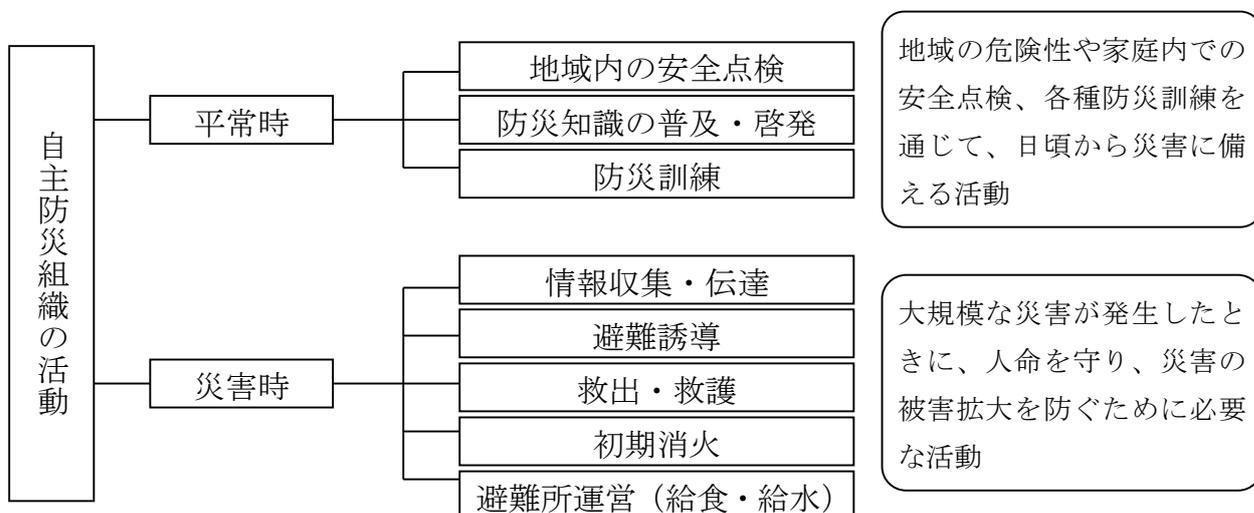
このように、普段から顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら防災活動に取り組むことで、ある程度、被害の拡大を防ぐことができます。

大規模な災害による被害の拡大を防ぐためには、災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって、防災活動に取り組む必要があります。そして、このことを目的として組織するのが「自主防災組織」です。

地域の良いコミュニケーションづくりを推進するとともに、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進める観点からも「自主防災組織」は重要です。

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際に、地域住民が的確に行動し被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害被害に対する備えを行い、また、実際に地震等の災害が発生した場合には、初期消火や被災者の救出・救助、情報収集、避難所の運営などの活動を行っており、非常に重要な役割を担っています。



3 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織とは、地域住民が「安全で住みやすい、災害に強いまち」にするために、日頃から地域の安全を考えて自主的に結成する組織で、基本的に会長・副会長等を中心とした組織体制をとって、その中で役割ごとに活動班の構成を整える必要があります。

地域によって、想定される災害の種別や自然条件、都市化の程度、住民の意識等が異なりますので、それぞれ地域の実情に応じた適切な組織体制にする必要があります。

また、自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした運営ルール等を策定しておくことが重要です。

さらに、災害発生時に、自主防災組織が効果的な活動を行うためには、あらかじめ活動計画を立てておくことも必要です。活動計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを、具体的な内容で計画しましょう。

活動計画に盛り込む内容例

- 自主防災組織の構成と役割分担
- 防災知識の普及・啓発とその方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 食料、飲料水の確保、配給、炊き出し等
- 他組織との連携

4 リーダーを選ぶ

① リーダーの重要性

ひとつのことを多くの人数で行う場合、リーダーの存在が大変重要になります。特に災害などの非常事態が起こった場合、個々で勝手な行動をとると被害を拡大させたり、混乱させたりすることになりかねません。このようなときの的確な指示を住民に与え、地域を守ることが出来るリーダーがいれば、被害を未然に防ぎ、被害の拡大を最小限に抑えることが出来ます。良きリーダーを見つけることは、今後の防災活動の活性化につながりますので、組織づくりの第一歩として、リーダー探しは非常に重要になります。

② リーダーの適性

自主防災組織は、住民の自主的な活動であり、それが活発に行われるかどうかは、組織のリーダーに資質によるところが大きいといわれています。リーダーと

して望ましい人は、次のような適性を持った人です。

- 防災問題に興味があり、かつ、防災対策の経験も豊かであること。
- 行動力があること。
- 地域において人望が厚いこと。
- 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられること。
- 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できること。

③ リーダーを育てる

自主防災組織にとって重要なリーダーが、現在、様々な問題を抱えているのも事実です。リーダーの高齢化、リーダーとなる人材の役職の重複、専門知識がないので適切な行動がとれないなどが指摘されています。これらの問題を解決する方法としては、次のようなことがあげられます。

- 地域内の危険性や防災に詳しい人を見つけ出す。
- サブリーダーや専従のアシスタントを置き、一人の人への依存や負担を小さくする。
- 防災アシスタントなどを固定メンバーとする。
- 消防団活動経験者などを防災アシスタントとし、会長などの役員交代とは別に長期間の在任とする。

組織のみんなが、リーダーまかせにせず協力すること。そして、「自分たちがリーダーを育てる」という意識が何よりも大切です。

5 リーダーの役割

自主防災組織のリーダーは、自ら防災に関する基本的な知識や技術を身に付けるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な要配慮者の把握などを行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。阪神・淡路大震災では、ひとりの指導者が組織されていない住民を適切に指導して消火活動を行い、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。

リーダーの役割としては、まず自主防災組織と地域の現状を知ることから始める必要があります。

① 自主防災組織の現状把握

■ 各種台帳の点検・整備

自主防災組織には、自主防災組織、世帯、人材、要援護者などを把握した台帳があると便利です。

これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を要する人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要なものです。リーダーは、常にこうした台帳を更新することによって、災害時の活動・状況把握に役立てています。

ただし、これらの台帳は個人情報にかかわる事項も多いため、保管の方法には十分注意する必要があります。

◆ 自主防災組織台帳

組織の世帯数や役員、防災訓練、講演会などの活動状況、危険箇所や避難場所、などについて、年次ごとに概要を記録しておくものです。人数や資機材などは毎年点検して見直すことが必要になりますので、会長が交替した時には、内容を理解してもらい引き継ぐようにしましょう。

◆ 世帯台帳

世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は主に避難場所での世帯人数の確認などに活用します。

ただし、個人情報に触れる項目については、記入しなくてもよくするなどの配慮が必要です。

◆ 人材台帳

災害時の応急救護や救出・救護に活用できる資格・技能（医師・看護師・消防団員など）を持った人材をまとめておく台帳です。

◆ 要配慮者台帳

（自主防災組織内で介護が必要な人で、）地域に存在する要配慮者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当者を決めるときや、避難場所や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。

作成にあたっては、地区の民生委員等の協力を得ることが必要になります。

ただし、個人情報に関わる項目には十分注意する必要があります。

■ 防災資機材の点検・整備

自主防災組織が災害時に防災活動スムーズに行うために、それぞれの活動に必要な資機材を備えておくことと便利です。地域の実情や組織の構成を考えた上で、よく検討する必要があります。

なお、備えておくだけで、いざというときに使えなければ意味がありません。日頃から点検を定期的に行い、訓練などで取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。

■ 避難生活計画の点検・整備

大規模な災害が発生した場合、多くの避難者で混乱になることが予想されます。避難者が集まる避難所で、自主防災組織は、秩序をもった避難生活を支えるという大役を担うこともあります。

また、避難生活は複数の自主防災組織が集まって営むことも予想されますので、同一避難所に避難する自主防災組織同士でよく話し合い、協力してより実用的な避難生活に係る計画書などを作成するようにしてください。

② 地域の状況把握と地図整備

■ 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の地域についてよく知ること、どんな危険があるのか、どんな人が住んでいるのかなどを知ることです。

次の事項について点検し、地域のことを把握しましょう。

◆ 地理的条件

- ・ 地形、地質、水利、住宅密集度
- ・ 被害想定に基づく避難が必要な場所の適否 など

◆ 社会的条件

- ・ 世帯数、昼夜間別人口
- ・ 生活必需品の取り扱い店舗
- ・ 行政や医療機関の位置、所要時間、社会福祉施設の有無
- ・ 交通手段や通信手段 など

◆ 人間関係

- ・ 組織内各世帯の家族構成、乳幼児、高齢者、要配慮者の居住状況
- ・ 指定避難場所に避難する世帯、親戚等の縁故者に身を寄せる世帯、人数
- ・ 技術、技能のある人（元消防士、元看護師等）救助活動経験者の有無
- ・ 利用可能な建物所有者への協力依頼 など

◆ 防災上の危険要因

- ・ 道路、橋梁の幅と非常時における使用の可否
- ・ 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- ・ 倒壊の恐れがある家屋、煙突、塀、自動販売機 など

◆ 防災上の安全要因

- ・ 井戸、貯水・防火水槽などの水源
- ・ 消火器、消火栓ボックス等の資機材設置場所
- ・ 集合所、避難路、避難場所、設置される救護所 など

■ 防災地図の整備・点検

地域内の危険地域や防災施設などを把握し、その内容を盛り込んだ防災地図を作成します。これは、その地域の住民に正しい知識を伝え、災害による被害を軽減するとともに地域の防災上の課題を把握するために、有効な手段となります。

■ 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自主防災組織の現状を把握したら、次はその内容をもとに分析を行い、組織の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することで、組織内の意識が高まります。

リーダーは、率先して多くの意見を聞き、組織全体で取り組むようにしましょう。

◆ 班別に計画を検討する

各班別に検討することで、活動のもれをチェックできるようになります。できるだけ多くのメンバーで意見を出し合しましょう。

◆ 優先順位をつけて検討する

班ごとの意見をテーマ別に関連付けて整理し、優先順位を考えて検討します。重要度や緊急性などを考慮して実現可能なものを検討しましょう。

◆ 時間や予算を考慮して計画する

テーマ別に整理された内容に、時間的な制約や予算といった要素を加味して検討します。組織の現況を把握して活動計画を立てましょう。

◆ 年間重点項目を決定する

年間活動計画に重点項目（目玉事業など）を設けることで、メリハリのきいた計画ができます。中・長期計画を立てるうえでも役立ちます。

年間計画（例）

平成 年度 ○○自主防災組織年間活動計画

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○月：台帳見直しのための用紙配布 | ○月：地域防災訓練打ち合わせ |
| ○月：家具固定等の斡旋 | ○月：資機材点検 |
| ○月：台帳作成 | ○月：地域防災訓練 |
| ○月：地区・班単位の検討会 | ○月：防災講演会 |
| ○月：家庭内対策の講演会 | ○月：避難経路・避難場所の確認 |
| ○月：防災勉強会 | ○月：救命講習会 |

II 平常時の防災活動

1 地域住民への防災知識の普及・啓発

① 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を出来る限り最小限に抑えるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。

まず、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民同士の連帯がなければ困難であることを伝えましょう。災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて日頃から十分な準備をしておくことが何よりも大切です。

「自助」の名のとおり、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は皆で守る」という意識を持つ必要があります。これらのことを住民の一人ひとりが理解できれば、その地域は災害に強いまちに一步近づくことができます。

防災知識の普及に向けて

- まず各家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう。
- 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう。
- 継続的に、知識の普及活動に努める。
- 市や消防機関などの講演会や研修会に参加する。
- 防災知識に関するチラシやパンフレット等を作成し、各世帯に配布する。
- 災害体験者の話や、災害地の現地視察などの話を聞く。
- 起震車などによる地震の擬似体験、「防災ハイキング（避難経路を歩く）」などイベントの中で、防災について考える機会をつくる。

② 家庭内対策の促進

東日本大震災での犠牲者の多くは大津波によるものでありましたが、阪神・淡路大震災での犠牲者の8割以上は、家屋の倒壊が原因でした。また、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

この経験から「建物の倒壊が人命に直結する」という知識は一般に定着し、建物の倒壊に対する危機意識は高まりました。しかし、住民の中には、「自分だけは、自分の家は大丈夫」といった意識があり、具体的な行動に直結していないのが現状です。

また、大災害が起こった時に備えて、「携帯ラジオ・懐中電灯・医薬品などを準備する」などの具体的な事前対策も減少傾向にあり、阪神・淡路大震災で高まった防災意識は、年月の経過とともに風化しつつある中で、平成23年の東日本

大震災が発生しました。

いま一度、これらの震災の悲惨な状況を思い出すとともに、その教訓を生かして、各家庭における防災対策の重要性を再認識し、徹底する必要があります。

残り湯の溜め置き

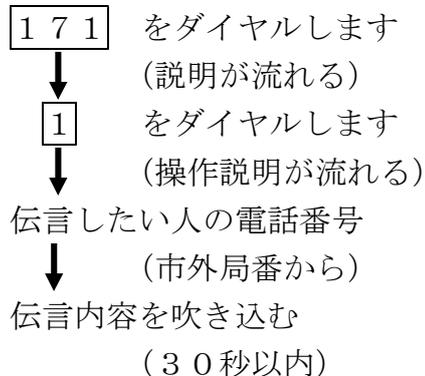
大規模地震等は発生すると、水道管が破裂し断水になる可能性があります。災害時には水は貴重な資源となります。

風呂の湯は、災害時にトイレを流す水として、また、生活用水として十分に役立ちますので、日頃から残り湯を流さないで置くのも事前対策の一つです。

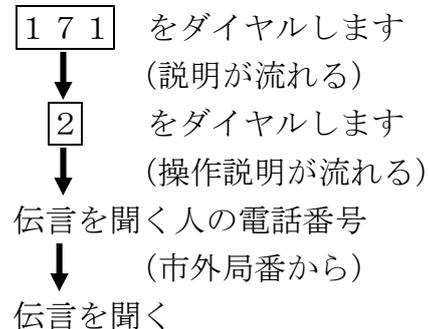
災害用伝言ダイヤル

災害によって電話が通じなくなったときのために、災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておきましょう。

●伝言を録音するとき



●伝言を聞くとき



※ 毎月1日と15日や防災週間(8月30日～9月5日)・防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)などに体験利用ができます。

③ 防災意識の向上

効果的に住民の防災意識の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められています。

このため、住民によって構成される地域の自治会や町内会、区会等が中心となって、活動を展開できる体制を整備することが重要です。

さまざまな活動を展開することによって、地域住民の防災意識が向上すること

につながります。

具体的な取り組み（例）

- 地域の会議の充実
- リーダーを育てるための各種研修会への参加
- 住んでいる地域を把握するための防災マップ等の作成
- 災害時の対応を想定した図上訓練の実施
- 災害を想定した各種訓練の実施
- 組織台帳をはじめ要配慮者台帳などの作成

■ 家庭内対策のポイント

§ 家具などの転倒・落下防止と避難経路の確保

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚が倒れてケガをしては何の意味もありません。タンス・食器棚などの家具は、動かないようにあらかじめ固定し、高いところに物を置かないようにしましょう。

また、倒れた家具は外へ逃げるときの障害にもなりますので、避難路沿いにはなるべく物を置かないようにしましょう。



§ 家屋等の補強

外の門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても基礎の根入れがないものや、鉄筋が入っていないものなど安全でないものがありますので、ぜひ点検や改善の実施を呼びかけてください。



§ 食料・飲料水の備蓄

大きな災害が起きると、道路が損壊し、輸送活動に大きな支障が生じて、食料品が入手できなくなることも考えられます。また、行政による救援活動も直ぐには行われません。このため、救援活動を受けられるまでの間、生活

できるように各家庭では食料・飲料水の備えをしておく必要があります。

食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水は1人1日3リットルを3日分備蓄するようにしましょう。



§ 家庭内での役割分担を



家族みんなの防災意識を高めるために、日頃から家庭で防災について話し合いをおこないましょう。

日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときの連絡方法や集合場所、応急手当の仕方などを確認しておきましょう。

災害時、1人では多くの安全対策はできません。定期的な話し合いを積み重ねることで、いざというときに落ち着いて適切な行動がとれるようになります。

2 防災訓練

① 防災訓練の目的

実際に大きな災害が発生したときは、家屋や道路などの被害のほかに、人的な被害も大きくなることが予想されます。また、ガス漏れが発生したり、電気、水道、電話などが使用できなくなることもあり、広い範囲で混乱が生じることも予想されます。

緊急事態のときには、落ち着いて行動できるよう、日頃から十分に訓練を重ねておくことが必要です。防災の知識だけでは、いざというときに行動できないので、自主防災組織として定期的にさまざまな訓練に取り組むようにしましょう。

② 訓練の成果をあげる

どんなに防災訓練を実施しても、発生した災害に適応できなければ無駄になってしまいます。防災訓練の成果は、「災害発生時に実際に役に立つ」「防災の知識が身に付く」というものでなければなりません。

訓練の成果をあげるために、次のことに心掛けて訓練を実施しましょう。

◆ **実施計画を立て計画的な訓練を**

- ・ 決められた時間内で効果的な訓練を実施する。
- ・ 訓練の目的や実施要領を明らかにして訓練を実施する。
- ・ 市の防災担当者に相談する。

◆ **関連機関との調整を**

- ・ 訓練の実施計画ができたなら、早い段階で市や消防署に内容の検討と指導協力を依頼する。
- ・ 消火訓練や救出・救助訓練などは、必ず消防署との打ち合わせを行い、訓練予定日直前には、再度確認しておくことも必要。

◆ **地域の特性に応じた訓練を**

- ・ 地域によって、土砂崩れの恐れがある地域や、住宅密集地で延焼拡大の危険性が高い地域など、災害の危険性が異なるので、その地域の特性を考慮した訓練を実施する。

◆ **訓練実施の周知徹底や訓練内容に変化を**

- ・ 回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、訓練実施をすべての住民に周知する。
- ・ いつも同じような日時設定ではなく、休日や夜間など、より多くの住民が参加できるように日時を設定する。
- ・ 様々な年代の人が参加できるように訓練内容を工夫する。
- ・ 毎回テーマや年代層を絞って、変化に富んだ訓練を実施する。
(女性だけや高齢者と子どもを対象にした避難訓練、高校生等による情報伝達訓練、地域の災害を想定したイメージトレーニングなど工夫)

◆ **興味を持って参加し、楽しめる訓練を**

- ・ 防災訓練は、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法などを住民に理解してもらうための大切な機会なので、少しでも参加しやすいようにイベント的な要素を取り入れる。
- ・ 障がい体験の内容を取り入れると、参加者の要配慮者に対する理解が深まります。

③ 事故防止

訓練中の事故を防ぐために次の点に注意しましょう。

◆ 事前に十分な説明を

- ・ 訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意しましょう
- ・ 訓練で使用する資機材については、操作方法、危険性などについて事前に十分説明しましょう

◆ 服装は訓練に適したものを

- ・ 服装は訓練に適したものとし、軍手、ヘルメット（防災ズキン）などを必要に応じて着用しましょう

◆ 訓練中に事故が発生した場合には適切な措置を

- ・ 訓練中、整理、整頓に気をつけましょう
- ・ 訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はけが人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう

④ 防災訓練のための保険の加入について

防災訓練を実施する時には、何が起こるかわかりません。

万一の事故に備えて、必ず保険に加入しましょう。

例えば、ボランティア活動などを行う時には、全国社会福祉協議会が取り扱っている「ボランティア行事用保険」を多くの方が利用しています。

「ボランティア行事用保険」に関するお問合せは、八街市社会福祉協議会にお願いします。

⑤ 各種訓練

防災訓練は、次に示すような様々な訓練が実施されていますが、どの訓練も非常に重要です。全ての訓練の成果を、有機的に結びつけて発揮することができれば、人命を救い、災害の拡大を抑えることができます。

また、大地震等が発生した場合、身の回りでどのような被害が発生する恐れがあるのか、あらかじめ理解しておくことはとても大切ですので、イメージトレーニングや図上訓練【DIG（ディグ）】なども積極的に取り組みましょう。

■ 代表的な防災訓練(例)

① 避難訓練

災害が発生した場合には、適切な避難誘導が行われなければ住民はバラバラに移動し、相互にコミュニケーションが取れなくなります。

そのため、誰がどこにいるのかわからなり、要配慮者への配慮もできなくなってしまいます。

突然災害が起こっても、素早く安全に避難できるように、避難経路や避難所などを住民一人ひとりに周知することが必要になります。

避難時の携行品や服装などについて指導するとともに、1人で避難することが困難な要配慮者への手助けの方法なども習得しましょう。

- 情報班により「〇〇による避難勧告など」を伝達



- 一人ひとりの避難にあたっては、火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行し、一時避難場所に集合



- 集合者の把握、集合したら迅速に人員を確認、不明な場合は手分けして安否確認



- 引き続き、一時避難場所から指定避難場所へ

- 情報班による避難勧告等の伝達
- 避難者の人数、要配慮者の状況を把握
- 指定避難場所への避難のためのグループをつくり、誘導員、情報員などの役割を示す
- リーダーは、避難経路を適切に選び伝達
- 要配慮者を中心にして、避難者がはぐれないようロープ等につかまって避難
- 途中、ラジオなどから災害情報などを入手
- 避難場所に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているか確認



※夜間訓練としても取り組みを

② 初期消火訓練

大きな地震災害で最も怖いものの一つが火災です。

消火器、バケツなどの消火用資機材の使用方や消火技術を習得しましょう。
また、火災から身を守る方法なども学びましょう。

消火器での訓練

- 水消火器による消火訓練を実施する場合は、消防署が消火器を準備します。
 - ・ 訓練場所で、水消火器に使用する水を準備してください。
 - ・ 火点の目標となるものを用意してください。
- 粉末消火器による消火訓練を実施する場合は、消火器、オイルパン、点火棒、廃油などの資機材の準備や後片付けを全て自主防災組織の皆さんが行うこととなります。

消火器の使い方

- 安全ピンをはずす

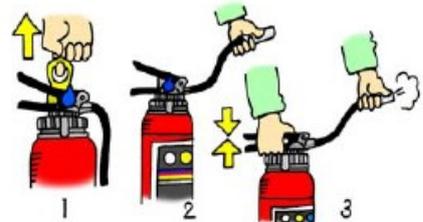


- ホースをはずし、ノズルを火元に向ける



- レバーを強く握る

- ・ 消火要領は、煙に惑わされず、火元を掃くようにノズルを左右に振りながら、手前の火から完全に消してから前に進みます。
- ・ 屋外では風の影響を考えて風上から放射します。
- ・ 室内では自分自身の避難路を確保し、身体を低くし煙や熱気を避け火元に近づいて放射します。
- ・ 粉末消火器を使用したときは、燃焼物の中心まで完全に消えていないことがありますので、再燃させないためにも水を十分かけておくことも必要です。



※ 粉末消火器の訓練をする時の注意事項

- ・ 風下の住宅等との距離を十分にとる。
- ・ 点火は専用の点火棒を使い、風上から点火する。
- ・ 見学者はオイルパンから最低10m離れる。
- ・ 予備の消火器を準備する。
- ・ 訓練後の廃油の処理に留意する。



バケツリレーでの訓練

- バケツリレーのチームを作る。
20人程度・水の入っているバケツ班と空のバケツ班
- 火災の状況を示す
- 人は背中合わせに2列に並びバケツを中継
- バケツを持って風上から近寄り、安全距離を2～3mをみて注水位置を決める
- 火の勢いを抑えるように注水



要領

- ・バケツの取っ手部を両手で持つ者とバケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして渡す

③ 情報収集・伝達訓練

災害が発生した場合、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、市でも地域の情報を求めています。自主防災組織がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることが大切です。そのためにも普段から正しく迅速に収集伝達する方法を訓練しましょう。

情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難状況、発災に伴う被害状況（死傷者・建物、交通路等の破壊程度など）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市災害対策本部に報告する手順を訓練します。

- 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。



- 情報班員が被災状況を現場で収集（「いつ、何（誰）が、どこで、どうして、どのように」なっているかをメモにとる。



- 情報班員に伝達を依頼



- 情報班長へ収集した情報を伝える。



- 情報班長は、この情報を記録、整理して市災害対策本部に報告



情報収集の重要事項

- 1 時機に適した報告・・・第一報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確認情報は第二報以降にするなど時機に適した報告が大切です。
- 2 事実の確認・・・災害時には、嘘やデマが流れがちです。情報はできるだけ確認すること。
- 3 情報の一元化・・・市の災害対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないようにチェックする体制を作る。
- 4 「異常なし」も重要な情報、定期的に報告する。
- 5 アマチュア無線などの協力があると効果的です。

情報伝達訓練

市災害対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練しましょう。

- 自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す。



- サイレン・広報車などで伝達



- 自主防災組織本部の情報班長は、わかりやすい伝達文にして伝達にあたる班員に伝える。



- 班員は、地域分担して拡声器などで伝達する。
(口頭だけでなくチラシや掲示板などに掲示することが望ましい。)



情報伝達の重要事項

- 1 伝達は簡単な言葉を使い、難しい言葉は避ける。
- 2 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡しておく。
- 3 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させることも大事
- 4 流言には数字がからむことが多いので、数字の伝達には特に注意
- 5 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ地区内の伝達経路を定めておく。
- 6 視聴覚等に障がいのある方、日本語が不自由な外国人への情報伝達については十分に配慮する。

④ 救出・救護訓練

阪神・淡路大震災では、地域住民による救出・救護活動の重要性が認識されました。はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用方や家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動など、救出・救護（応急手当）方法について学びましょう。

■ 救出・救助

倒壊家屋からの救出・救助

- 廃材やベニヤ等を利用して倒壊した建物などを作る。
- ↓
- 中に生存者がいることを示す。（人形等を利用する。）
- ↓
- 救出にあたっては、挟まれている人に声をかけ、安心感を与える。
- ↓
- 木材やバールをテコにして、あるいはジャッキで空間を作る。
- ↓
- 隙間が崩れないように、角材などで補強し救出する。



救出・救助訓練の注意事項

- 1 救出訓練の準備及び実施にあたっては、事故が生じないように十分注意する。
- 2 参加者の服装（ヘルメット・釘を踏み抜かないような靴・軍手など）に留意する。
- 3 廃材等が使われることが多いため、擦り傷などに備え救急箱を準備する。
- 4 訓練にあたっては、消防署等の専門機関の指導を受けること。

■ 応急救護訓練

応急救護や応急手当訓練を実施するにあたっては、いくつかの負傷状況を想定して実施することが望ましい。

応急手当は、救急隊や医療機関での診察を受けるまでのとりあえずの手当ですが、救護訓練では、外傷の手当や心肺蘇生法、AEDの取り扱いなどの正しい知識を身に付けることが必要です。



消防署にも参加してもらい、指導を受けるようにしましょう。

- 佐倉市八街市酒々井町消防組合が実施している救命講習については次のとおりです。



講習種別	時間	内容	受付窓口
普通救命講習Ⅰ	3時間	心肺蘇生法・AED・異物除去・止血法	八街消防署 043-440-0119
普通救命講習Ⅱ	4時間	心肺蘇生法・AED・異物除去・止血法 筆記・実技効果測定	警防課（救急救助係） 043-481-1248
上級救命講習	8時間	心肺蘇生法・AED・異物除去・止血法 （成人・小児・乳児・新生児対象） ケガの手当（骨折・やけど等）・体位管理 保温法・搬送法	警防課（救急救助係） 043-481-1248 八街消防署（救急係） 043-440-0119

⑤ 給食・給水訓練

災害時は、救援物資の不足などにより混乱が予想されます。

救援物資を必要とする人の数の集約や公平に救援物資が入手できるシステムを確立できるようにしましょう。システムにしたがって配給できれば、混乱は減少し、みんなが公平に救援物資を入手することが可能になります。常に人数を把握し、避難所本部等に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

給水拠点や給水方法を決めておく

- 事前に給水車による給水拠点を決めておく。
- 給水車からの給水方法を訓練しておく。
- 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。

公共機関などからの救援物資の配給計画を立てる

- 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるように配給計画を作成する。
- 隣組などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ。

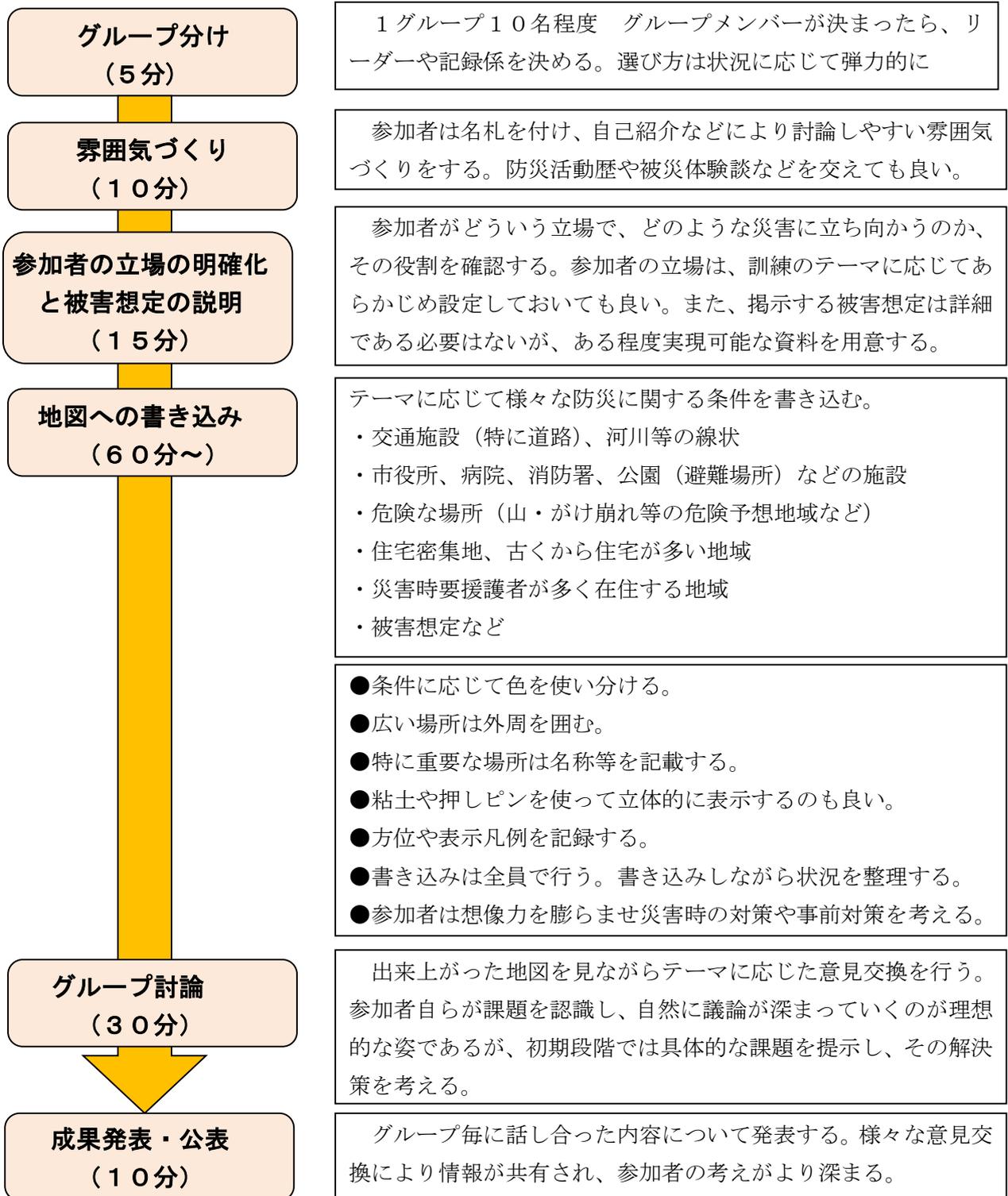
要配慮者への配慮

- 混乱時には、要配慮者に配給が届かないおそれがあるので、十分に気を付けて下さい。
- 避難生活が長期になる場合、メニューへの配慮も必要

⑥ 災害図上訓練【DIG(ディグ)】

この訓練は、ゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練で、参加者が大きな地図を囲み議論を交わしながら進めていき、地図に書き込みをすることで地域の防災マップが出来上がります。

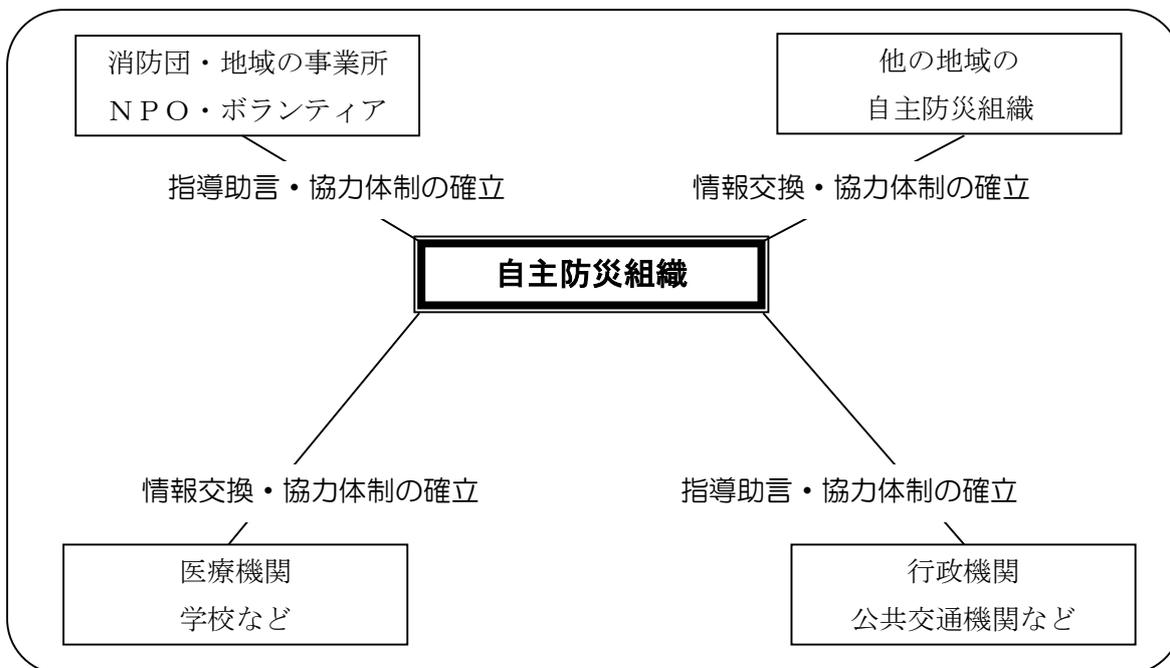
決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかからず、日頃気付かなかった地域の防災対策が明らかになり参加者の防災意識が向上するようになります。



3 協働による自主防災組織の活性化（他の組織や団体等の連携）

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と自主的に結成されたものです。大規模な災害が発生すると被害は広範囲に及ぶので、一地域の自主防災組織だけで対応するのは限界があります。

近隣の自主防災組織（同じ避難場所単位等）と活動上の情報交換を行ったり、助け合う協力体制を確立することが重要になります。



■ 消防団と

日頃から火災予防や初期消火を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとっても大変重要な存在となります。消火訓練はもとより救出・救助や避難場所での活動においても消防団と密接な連携をとることが重要です。

- 消防団の各種訓練への参加
- 消防ポンプ等の使用方法などの指導
- 消防団の保有する資機材情報の提供
- 災害時の救出・救助、誘導などの協力 など

■ 学校と

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所運営に関わることになると考えられます。実際に避難した際には混乱しないように、他の自主防災組織と学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことも必要です。

- 避難所運営についての体制の確立
- 学校施設の状況や保有する資機材の確認 など

■ 地域の事業所と

地域内にどんな事業所があるのか把握しておくことは大変に重要です。平日の昼間発生した場合など、事業所が保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力など応援を得られれば非常に役立つ存在となります。定期的な防災訓練への参加呼びかけや事業所が実施する訓練に協力するなど、日頃から密接な連携をとることが必要です。

- 災害時（訓練時）の協力体制の構築
- 訓練時の事業所の参加
- 事業所が保有する資機材の提供
- 救出・救助、要配慮者の避難などへの従業員の協力
- 要配慮者の避難施設としての施設の開放
- 外国人労働者への防災知識の普及

■ その他の人材・団体と

地域内には、その他にも防災士、災害ボランティアをはじめ、民生委員、福祉団体など防災活動に携わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体などと連携をとり、協力体制を整えておくことも重要です。

- 炊き出し訓練などへの協力
- 要配慮者への支援
- ボランティアの受入調整 など

■ 他の自主防災組織と

災害時には、他の自主防災組織と避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日頃からコミュニケーションをとり、災害時に協力して混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立てるなど、共通認識が持てるように心掛けましょう。

- 近隣自主防災組織との定期的な会合
- 災害時の応援協力体制の確立
- 合同訓練（講演会等の催し物）の開催
- 避難所の運営体制の構築（分担：避難生活計画書等の作成）
- 保有する資機材情報の提供

Ⅲ 災害時の活動【突然地震が発生した場合】

1 時間的経過と自主防災活動

状況	時間経過	各個人の行動	自主防災組織
地震発生	0 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに注意し身を守る ・素早く火の始末 ・玄関をあける 	
揺れが治まった	0 : 0 1 ～ 0 : 0 3	<p>土砂崩れ等の危険が予測される地域は即避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元の確認（ガスの元栓を閉め・電気ブレーカーを切る） <p>火が出ていても落ち着いて初期消火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の安全確認 ・靴を履く <p>家の中も危険がいっぱい</p>	
	0 : 0 3 ～ 0 : 0 5	<ul style="list-style-type: none"> ・みんな無事か <p>隣近所に声をかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所に火が出ていないか <p>大声で知らせる</p> <p>消火器を使う</p> <p>漏電・ガス漏れ・余震に注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い <p>見つからない人はいないか</p> <p>ケガ人はいないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者は大丈夫か
	0 : 0 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ・広報車等で情報確認 <p>車で逃げてはいけない</p> <p>ブロック塀・ガラス・がれきに注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報班による地域内の被害情報収集 ・市等からの情報も住民へ正しく伝達
火災発見 家屋の倒壊発見 	0 : 1 0 ～数時間	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで消火活動 ・みんなで救出活動 	消火班による初期消火活動 救出活動 負傷者の応急救護、救護所搬送 要配慮者の避難支援 <p>地域の事業所等の協力を得る</p> <p>困難な場合は無理せず消防署等へ要請</p>
負傷者発見 			
避難生活	数時間 ～ 数日	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活 <p>壊れた家に入らない</p> <p>助け合いの心を持つ</p> <p>がまんも大切</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に協力して避難所を運営 <p>避難生活計画等にしがった秩序ある避難所の運営</p> <p>要配慮者への配慮</p>

2 災害応急活動に関する情報収集及び伝達

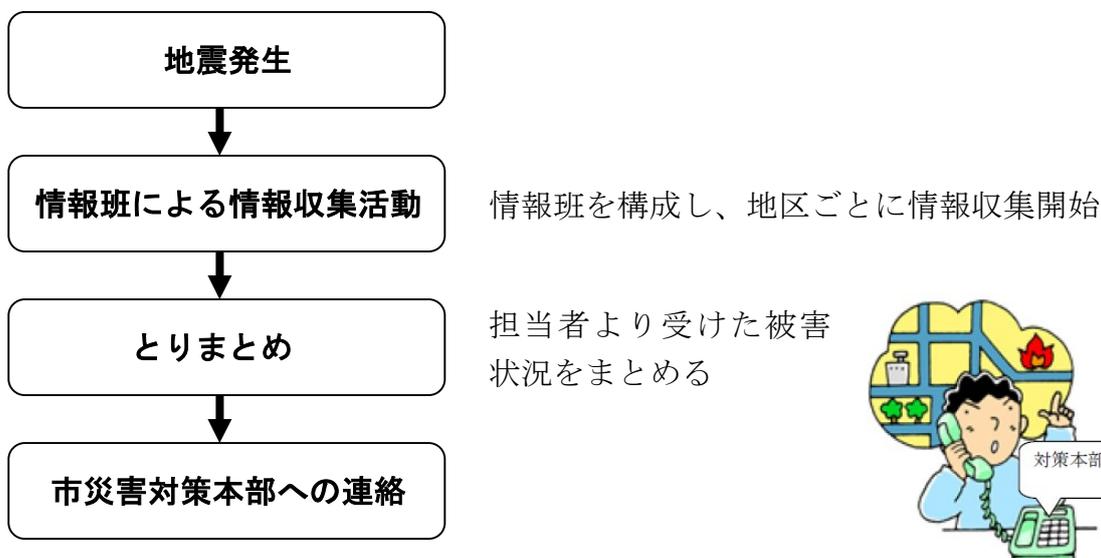
災害が発生した場合は、地域内の被害状況（死傷者の人数や建物・道路の被災状況等）や火災発生状況を迅速に取りまとめ、市の災害対策本部に報告するようにしましょう。

正確に早く伝えることが今後の応急対策や予防に役立ち、情報収集と伝達システムを確立することは自主防災組織にとって非常に重要な活動のひとつです。

情報収集・伝達のポイント

- 情報収集を迅速に行うため、あらかじめ調査区域を分け担当を決めておく。
- 記入フォームを作成しておく、必要な情報をもれなく把握することができる。
- 区域内の被害状況報告を取りまとめ、情報班長が市災害対策本部に報告する。
（「被害なし」という報告も、災害の全体像をつかむための重要な情報。必ず本部へ報告するようにして下さい。）
- 市の広報車、テレビやラジオからの情報を確認し、デマによるパニックなどが起こらないよう各家庭には正確な情報を伝える。

■ 情報収集及び伝達の流れ



3 被災者の救出活動

行政が十分に対応できない大規模災害発生直後は、自主防災組織の救出活動が被災者の生死を分けるといえます。阪神・淡路大震災発生時直後に救出された被災者の約97%が自助・共助（自主防災組織等）であったとの報告が出ています。

大規模災害時には、自主防災組織が協力して救出・救助にあたることが求められています。

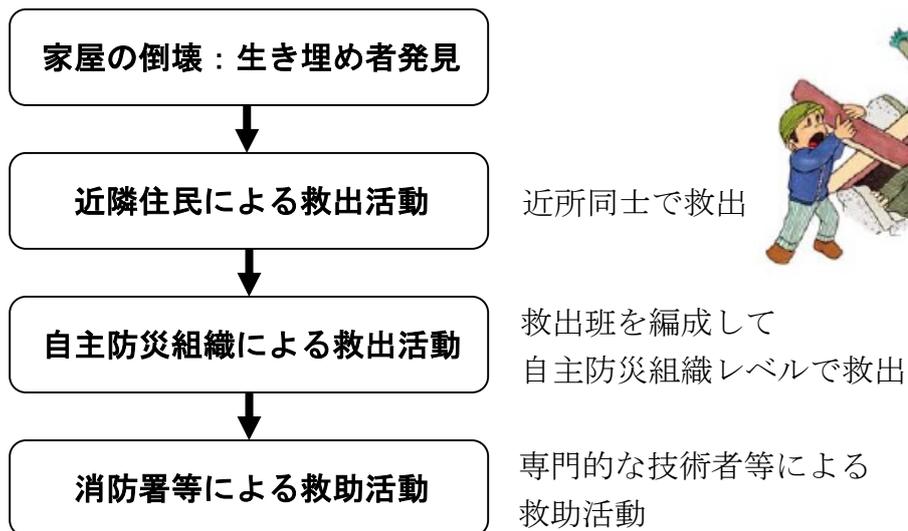
ただし、倒壊家屋からの救出には専門的な知識や技術が必要になるところもあり

ますので、防災訓練時に対応可能な救出方法等を消防署から指導を受けましょう。

救出方法の手順等

- まず自分の安全を確認してから、家族や隣人の救出にあたる。
- おおきな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める。
- 居場所がわかったら、救出のための人を集める。
- 必要な資機材（バール・ジャッキ・ロープ等）を準備する。
- 大規模な救出作業が必要な場合は無理せず、速やかに消防署へ要請する。
- すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく。

■ 救出活動の流れ



4 消火活動

地震による火災を防ぐためには、各家庭による出火防止対策が一番大切です。

それでも火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまでも火災の延焼防止が目的です。決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従ってください。

消火の手順

- **地震発生**・・・揺れが収まってから、素早く火の始末
- ↓
- **出火**・・・消火器・汲み置きの水などを使って自ら消火活動
- ↓
- **火災発生**・・・バケツリレーなどによる初期消火活動
消防団・消防署が消火活動を開始したら指示に従う。
- ↓
- **延焼拡大**・・・消防団・消防署による消火活動
避難誘導班の指示に従って避難を開始する。
- ↓
- **避難**

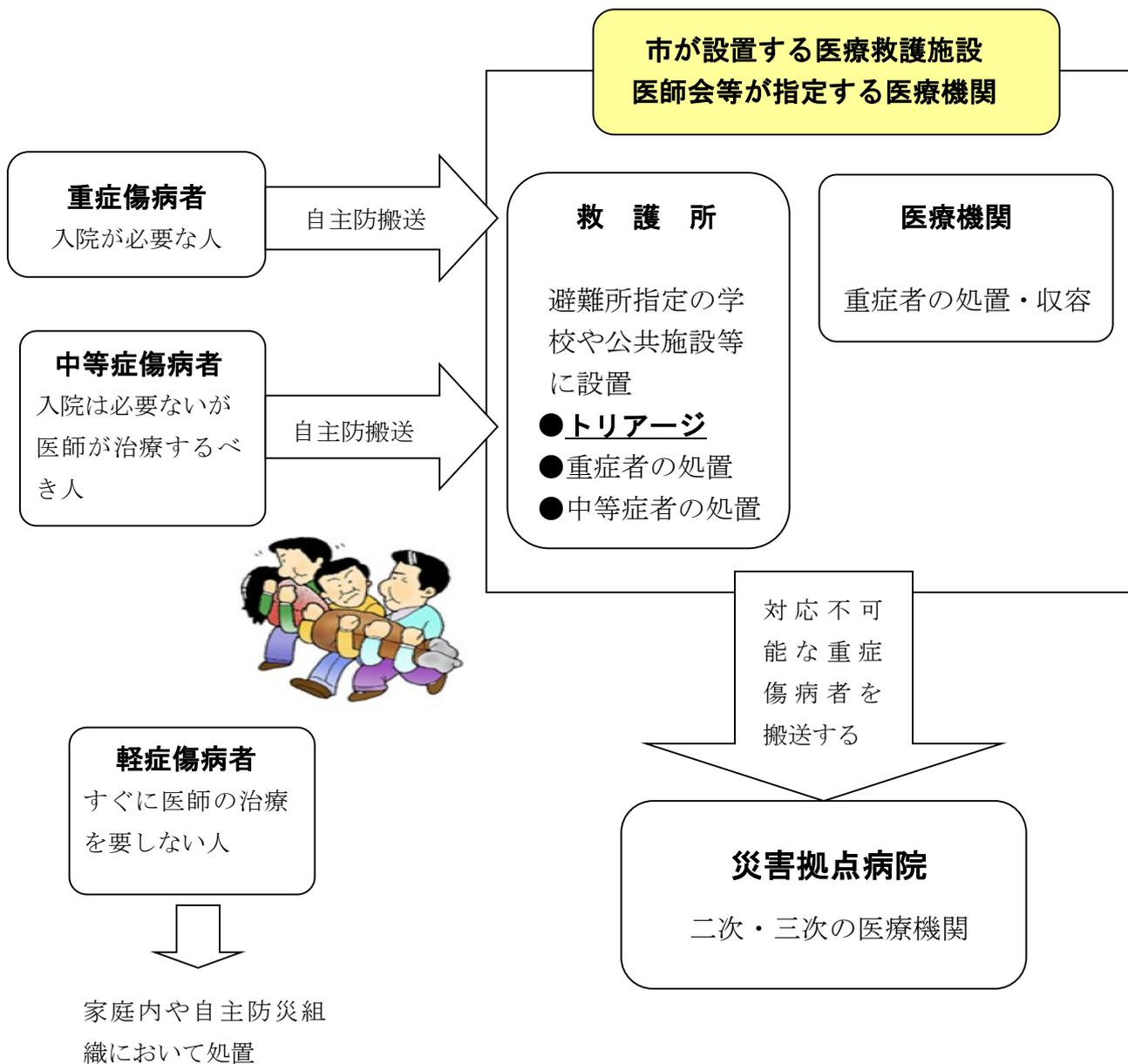


5 医療救護活動

大規模災害（地震等）が発生すると非常に多くの人々が負傷しますが、医療機関による治療がすぐに受けられるとは限りません。

負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行いましょう。その後重症や中等症の傷病者は、救護所等医療施設に搬送するようにしてください。

救護所等が設置される場所は、市に確認してください。



※トリアージとは、大規模災害時など多数の負傷者が発生した場合に、限られた人的・物的状況下で最大多数の負傷者に最善の医療を施すため、負傷者の重傷度・緊急度により治療の優先度を定めること。

6 避難（誘導）行動

住民の生命や身体に危険が生じる恐れがある場合、危険地域の住民に対し、市から避難勧告や避難指示が発令されます。その場合、自主防災組織が中心となって迅速な避難誘導を行えるようにしましょう。

そのためには、事前に防災関係者(市・消防署等)と協議した避難計画等を地域住民に周知しておく必要があります。また、要配慮者等についても事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当者を決めておくなど、万一の際に逃げ遅れがないよう皆で協力しましょう。

避難計画策定にあたって

- 住民がよく知っている広くて危険のない場所を、あらかじめ集合場所、避難場所として決めておく
(市で指定した避難場所も確認しておく)
- 避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従って避難できるようにしておく
- 自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、数パターン選定しておく
- 要配慮者に対する配慮を怠らず、全員が安全に避難できるように便宜を図る
- 日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく



避難するときの服装

- ヘルメットや防災ずきん等で頭部を保護
- 長袖、長ズボンの服装で
(化学繊維より燃えにくい木綿製品を)
- 軍手(手袋)を着用
- 底の厚い履きなれた靴で
- 持ち物はリュックサックなど両手が使えるもので
(非常持ち出し品は最小限に)



7 避難生活

避難生活は、災害による精神的不安を抱える中で、共同生活によって日常生活に不自由さを強いられるため、決して楽なことではありません。助け合って少しでも快適な避難生活ができるように、自主防災組織が中心となり避難住民の生活を秩序あるものにしたいたいものです。特に、高齢者や障がい者などの要配慮者への暖かい配慮は忘れないようにしましょう。

そのためには、避難生活計画や避難台帳等を作成しておきましょう。

避難所の運営・管理（例）

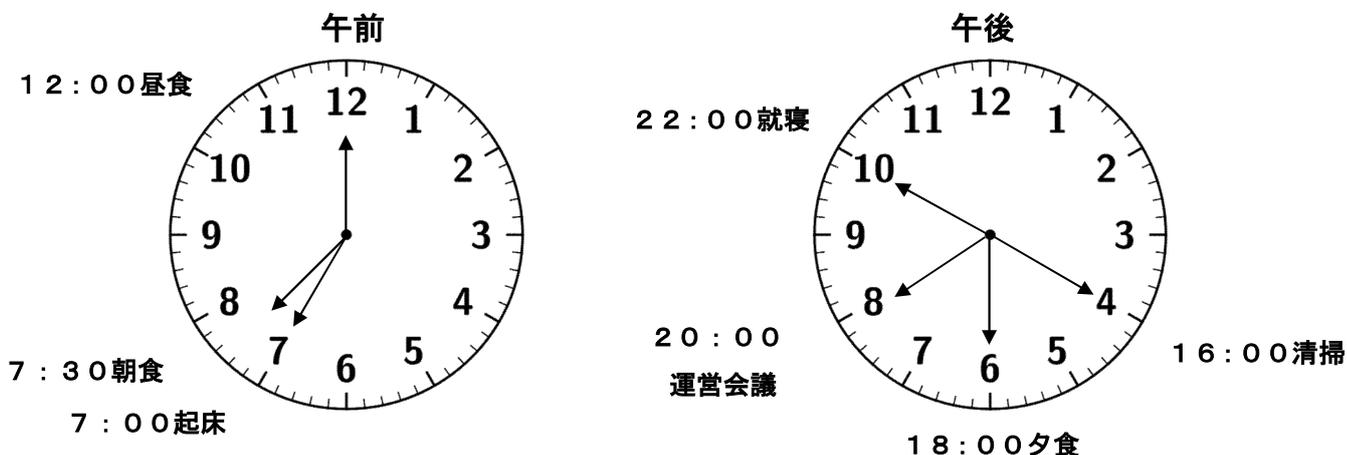
- 避難所は行政機関が想定している場所を基本とする。
- 市の担当者、避難施設の管理者、自主防災組織が中心となり避難所運営組織を設置する。
- 運営本部に、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、情報等の各総括班長をおく。
- 運営本部会議を1日1～2回程度開催し、情報の収集・伝達・役割等を再認識するとともに情報の共有に努める。
- 運営体制への女性の参画にも配慮する。

情報の伝達

- 市からの情報は、市配備担当が受け、情報総括班長に伝える。
- 情報総括班長は、各自主防災組織の情報班長に伝える。
- 各情報班長は、その連絡を住民に伝達する。
- ラジオなどから直接入る情報にも注意する。
- 避難生活者リストを作る。

生活時間を決める

- 生活区域、生活上のルールを決める。
- 生活の時間も決めておく。



食料・水の確保

- 原則として食事は、各自の非常持ち出しの食料でまかなう。(火は使わない)
- 不足する場合は、共同で炊き出しを行う。
- 食事や給水はリーダーの指示に従い、順序よく行う。
- 地震発生後は断水になる恐れがあるので、ポリタンク等に水を溜めて大事に使う。
- 要配慮者には配慮が必要

ごみのルールを決める

- 生ごみは、場所を決めて出す。
- その他のゴミは分別し、きちんと分けて出す。

トイレのルールを決める

- トイレはきれいに使用し、定期的いきちんと清掃する。

ペットへの対応

- 飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末などを徹底しておく。

緊急輸送手段の確保

- 緊急時に備えて、各自主防災組織から車両を一台ずつ用意するなど、輸送対策を決めておく。

プライバシーの保護

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で区分けして、むやみに他人の場所へ立ち入らないようにする。
- 更衣室、授乳室等も設置する。
- 女性のニーズに対応した区域等も設置する。
(安全に女性の洗濯物を干すことができるスペースの確保など)

要配慮者への配慮

- 介護は原則的に家族が行う、介護を行う家族がいない場合は、あらかじめ要配慮者台帳等に登録しておく。
- 介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳等を活用し、看護師等の適任者に交替で介護等に協力してもらえるようお願いする。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受け入れにも配慮する。

使用禁止区域・建物への立ち入り禁止

- 倒壊等の危険がある区域・建物は、ロープ等で閉鎖し立ち入りを禁止する。

IV 要配慮者を支える

1 要配慮者とは

要介護高齢者、身体障がい者、精神障がい者をはじめ、日常的には健常者であっても理解力や判断力をもたない乳幼児、体力の衰えのある高齢者や地理や災害に関する知識が乏しく、日本語が理解できない外国人など、災害が発生した場合に情報把握、避難、生活の確保などの防災活動を迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い方々を「要配慮者」といいます。

災害が発生すると、平常時でもさまざまな支援を必要とする人々にとって、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。



2 要配慮者支援のための取り組み

■ 要配慮者の把握

災害の発生時に要配慮者を支援し、適切な避難誘導を行うためには、日頃からコミュニケーションをとり、地域内の要配慮者の状況を把握しておく必要があります。

また、避難路における障害物の有無や、車いすで通れるかなどの点について、要配慮者の身になって地域の防災上の環境を点検しましょう。

■ 地域の支援体制づくり

災害発生時における救出活動や情報の伝達、避難誘導や避難所での支援について、視覚障がいや聴覚障がいなど障がいの種類に応じた支援方法などを、自主防災組織の活動の中で具体的に決めておきましょう。

■ 日頃のコミュニケーション

常日頃から災害時における避難経路の安全確認をはじめ、家具の転倒防止対策の手助けやアドバイスなどを通じて、要配慮者とコミュニケーションをとるよう努めましょう。

■ 避難誘導・避難所での支援

災害発生時には、安否確認とともに、集団避難における協力体制が必要になります。また、避難所では、安心して生活できる居住空間を確保するための支援（安全な移動経路や介護スペースの確保、毛布等の緊急物資の優先配布、要配慮者に必要な生活・医療・福祉情報の提供など）や心配りが必要です。

V 災害時の3つの対応主体

1 第1の主体＝自助と共助

最初に災害に立ち向かうのは、自分自身であり自分の住む地域コミュニティです（**災害対応の第1の主体＝自助と共助**）。災害発生直後、自分の生命をいかに守り、どうやって危険から逃れるのか？ そして、いかに避難所を開設し、これをどのように運営していくのか？ これらの点については、住民自身が考えておく必要があります。

2 第2の主体＝公助

災害に立ち向かう第2の主体は、防災関係機関や自治体などの公的機関としての行政です（**＝公助**）。行政には、法律上「住民の生命と財産を守る」責務が課されています。しかし、これらの自治体職員も被災します。「来るはずの救援者が来ない」「既存の社会システムが機能しない」のが災害です。不本意でも、そうした事態を想定し、対策を検討しておくことが必要です。

3 第3の主体＝災害ボランティア

従来、災害対応の担い手として想定されてきたのは、上記のとおり「行政」（などの公的機関）と「地域住民」の2つでした。ところが、阪神・淡路大震災では、こうした想定の外にいた人たちが大きな活躍を見せました。それが、「災害ボランティア」です。

では、行政・地域住民の両者は、外からやって来るであろう「災害ボランティア」をどのように受け止めようとしているのでしょうか？ また、ボランティアサイドは、地域に入り、拠点をつくって活動を展開していく際、両者とどのような連携を図っていこうと考えているのでしょうか？ そしてネットワークを通じて集めた人や物や情報を、どうやって被災者のニーズに充てようとしているのでしょうか？ これらも重要な論点になります。

4 3つの主体による連携のあり方

災害時には、これら3つの主体が、それぞれにふさわしい役割を担いつつ、被災生活を乗りきっていくこととなります。

阪神・淡路大震災の避難所においては、行政は、施設管理に徹し、住民は避難所内の生活ルールをつくり、守らせ、実質的な生活運営を行い、ボランティアは、生活物資の配布など人力を提供する。こうした役割分担が明確になされていた避難所ほど運営が円滑にいったという報告もあります。

VI 資料

1 規約（例）

〇〇町内自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町内自主防災会（以下「本組織」という）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

(1) 平常時は〇〇とする。

(2) 災害時は〇〇とする。

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

(5) 防災資機材の整備等に関すること。

(6) 他の組織との連携に関すること。

(7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 防災委員 若干名

(4) 班 長 若干名

(5) 監 事 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職に充てるものとし、会長が指名する。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動を専門的に行う。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮をとる。

5 監事は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画には、次の事項を定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他の組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

2 防災計画（例）

〇〇町内自主防災会 防災計画

1. 目的

この計画は、〇〇町内自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 要配慮者対策に関すること。
- (11) 他の組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行い、かつ、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり自主防災組織を編成する。

（※班編成については、資料中の班編成（例）を参照すること。）

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応を含む。）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①市町村地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行うことができるようにため、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ①情報収集・伝達訓練
- ②消火訓練
- ③救出・救護訓練
- ④避難訓練
- ⑤給食・給水訓練
- ⑥その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練を同時に、かつ総合的に実施するものとする。

(4) 体験イベント型訓練

体験イベント型訓練は、防災を意識することなく災害対応能力を高めるために実施するものとする。

(5) 図上訓練

図上訓練は、実際の災害活動に備えるために実施するものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の実施時期及び回数

①訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

②訓練は、総合訓練については年〇回以上、個別訓練等については随時実施する。

7. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等が発生した場合には、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

①火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

②可燃性危険物品等の保管状況

③消火器等消火用資機材の整備状況

④その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合には、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

- ①可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ②消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ①〇〇市〇〇病院
- ②〇〇市〇〇診療所
- ③〇〇市〇〇保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10. 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難誘導等を行う。

(1) 避難誘導の指示

八街市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ①〇〇通り、ただし〇〇通りが通行不能の場合は△△通り
- ②〇〇小学校又は〇〇保育園

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、八街市役所の要請により協力するものとする。

11. 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次のとおり行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を実施する。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等で確保した飲料水により給水活動を実施する。

12. 要配慮者対策

(1) 要配慮者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため要配慮者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等の方法について、予め検討し訓練等に反映させる。

13. 他の組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14. 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理については、次のとおり実施する。

(1) 配備計画

(※配備する資機材については、資料中の防災資機材(例)を参照すること。)

(2) 定期点検

毎年〇月第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

3 班編制（例）

①基本的な班編制（例）

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整 ・他の機関との連絡調整 ・要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整 ・他の機関との連絡調整 ・被害・避難状況の全体把握
情報班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・報告活動
消火班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・器具点検 ・防火広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動
救出・救護班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救出 ・救護活動
避難誘導班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路（所）・標識点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導活動
給食・給水班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食糧等の配分 ・炊き出し等の給食・給水活動

②詳細な班編制（例）

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整 ・要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整 ・被害・避難状況の全体把握
情報班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・報告活動
消火班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・器具点検 ・防火広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動
救出・救護班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救出 ・救護活動
避難誘導班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路（所）・標識点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導活動
給食・給水班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食糧等の配分 ・炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の自主防災組織、他の関係機関との事前調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の関係機関との調整
物資配分班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・個人備蓄の啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資配分 ・物資需要の把握
清掃班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の指示
衛生班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策、し尿処理
安全点検班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・危険か所の巡回・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連絡体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯巡回活動
応急修繕班 →	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材、技術者との連携の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理の支援

4 防災資機材（例）

目 的		防 災 資 機 材
1	情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
2	初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、薫口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
3	救出用	パール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
4	救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
5	避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
6	給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
7	訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
8	その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

5 防災訓練実施計画(例)

個別訓練 ① (救出・救護訓練)

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○コミュニティセンター

指導者 ○○消防署員 ○名

参加者 ○○自主防災会 ○名

目 的 防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得

訓練内容 消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・
救護方法を習得する。

1. 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

2. 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。
- (4) 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

3. 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

個別訓練 ②（普通救命講習）

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○コミュニティセンター

指導者 ○○消防署員 ○名

参加者 ○○自主防災会 ○名

目 的 3時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する

訓練内容 消防署員指導のもと以下を習得する。

1. 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2. 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 自動体外式除細動器（AED）の使用方法

総合訓練

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○コミュニティセンター

指導者 ○○消防署員 ○名

参加者 ○○自主防災会 ○名

目 的 1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施
2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得

想 定 ○○地方は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。

訓練内容 以下の訓練を行う。

1. 各戸訓練

地震発生（合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2. 通報訓練

町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3. 消火訓練

○○コミュニティセンター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びのコミュニティセンター資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

4. 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに○○コミュニティセンターまで避難する。

5. 救出・救護訓練

○○コミュニティセンターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（○○コミュニティセンター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6. 給食・給水訓練

ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

体験イベント型訓練

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○公園運動場

指導者 八街市役所職員 ○名、○○消防署員 ○名

参加者 ○○自主防災会 ○名

目 的 チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、
楽しみながら消防防災の知識を体得する。

訓練内容 以下の訓練を行う。

1. 運動会形式

(1) 消火リレー

- ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
- ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

(2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル

- ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2. 体験形式

(1) 心肺蘇生法マスターへの道

- ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

(2) 避難生活アイデア工作

- ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。

(3) 非常用備蓄食糧

- ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

(4) 防災歩け歩け大会

- ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールをコミュニティセンター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

6 八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金交付要綱

平成18年3月24日

告示第47号

(趣旨)

第1条 市長は、災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るため、予算の範囲内において八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）及びこの要綱に基づき市内の自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うため、区、自治会、町内会等を単位として、構成された団体をいい、次の表のとおり大きな役割として2つに分ける。

役割	定義
実働組織	自治会、町内会等を単位とし、おおむね50世帯以上で構成された、住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行う組織。
総括組織	主に世帯数が多い地域などで区を単位とした、実働組織がより効果的に活動が行えるよう、とりまとめや調整を行い補完する上位組織。

(一部改正〔令和6年告示46号〕)

(補助の対象者)

第3条 補助金を交付する対象者は、自主防災組織設立届（別記様式）を市長に提出した組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの補助金の交付を受けたことがある組織の構成員が、新たに補助金を申請する組織に構成員として属する場合、補助の対象としない。ただし、実働組織と総括組織との構成員の重複は認めるものとする。

(一部改正〔令和6年告示46号〕)

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、次の表に掲げる資機材の購入経費のほか、組織の整備に要する経費で特に必要があると市長が認めたものとする。

目的	資機材名
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジックその他情報収集・伝達に必要な資機材
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツその他初期消火に必要な資機材
救出活動用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペン

	チ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可変式ウィンチ、防煙・防塵マスクその他救助活動に必要な資機材
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッドその他救護に必要な資機材
避難・避難所用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワーその他避難・避難所に必要な資機材
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用浄水装置、飲料用水槽その他給食・給水に必要な資機材
訓練・防災教育用	放送機器、組立式水槽、煙霧機、訓練用消火器、心肺蘇生用人形その他訓練・防災教育に必要な資機材
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器その他必要な資機材

2 補助金の額は、1組織につき50万円を限度とし、補助金の交付は1組織につき1度限りとする。

(一部改正〔平成27年告示163号・令和6年46号〕)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月13日告示第163号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日告示第46号)

この告示は、公示の日から施行する。

(別記様式)

自 主 防 災 組 織 設 立 届

年 月 日

八街市長

様

組織の代表者氏名

印

自主防災組織を設立したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称

2 所在地 八街市

3 代表者

氏 名

住 所

電 話 番 号

4 会員世帯数

5 添付書類

(1) 規約

(2) 組織の編成がわかる書類

(3) 役員名簿

(4) 年間事業計画書

八 街 市
總 務 部 防 災 課